

採用情報・看護奨学金制度

1. はじめに

草加病院では看護学生さんおよび看護師免許取得を目指すために進学する当職員を対象とした奨学金制度があります。皆様もこの奨学金制度を活用し、夢の実現に向けご活用ください。

2. 奨学金制度とは

看護師を目指す方を対象に、就学期間中における学費の一部を草加病院が援助する制度です。資格取得後には奨学金を借りていたのと同期間、草加病院に勤務すると全額返済が免除されます。

3. 奨学金制度の概要

対象	看護師等養成施設に入学予定または在学する学生で、卒業後に草加病院への入職を希望される方
対象費用	入学金、授業料、学校運営協力費、実習費、そのほか必要と認められるもの
貸与限度額	月額 50,000 円（実費がこれを超えない場合は実費が限度）
貸与期間	看護師等養成学校修業年数
返済の免除	貸与した貸付金は看護師等養成学校を卒業し、資格取得後に貸付期間と同期間草加病院に勤務したとき全額免除されます
応募受付期間	随時受付
応募書類	履歴書（写真貼付）、合格証明書（看護学校在学中の方は在学証明書）、そのほか規程に定められた書類
応募手続	病院宛に、応募書類を送付または持参ください
応募方法	書類選考・面接・筆記および貸付審査

4.養成施設区分

養成施設区分		貸付限度額月額（総額）	貸付期間	返済履行期間
看護大学		月額 50,000 円（総額 2,400,000 円）	4 年	貸付期間（または修学期間）と同期間勤務したとき、奨学金の全額返済を免除
看護師養成学校	3年課程	月額 50,000 円（総額 1,800,000 円）	3 年	
	2年課程	月額 50,000 円（総額 1,200,000 円）	2 年	

- 休学（留年）の場合には復学（進級）するまで貸与を停止します。
- 学校を退学された場合や、卒業後に草加病院病院に入職されなかったなどの場合には、貸与された金額を一括返済していただくことになります。

手続きの流れ

1. 病院に応募



2. 面接審査



3. 所定の申し込み書類を提出



4. 貸与審査



5. 奨学決定者（誓約手続き）



6. 当院より本人口座に毎月奨学金振込み



7. 就学期間中給付は続きます

問い合わせ先：岡山県備前市西片上 1122

電話：0869-64-3811 担当：渋野